

宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るため、当該猫TNR活動を行う団体を認定し登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊去勢手術等 猫の去勢及び堕胎手術を含む避妊手術の総称とし、猫の繁殖機能を制限する手術をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 人間に直接的に飼養されておらず、特定の個人が住む家屋を主な居場所としていない、所有者のいない猫をいう。
- (3) TNR活動 T r a p（捕獲）、N e u t e r（不妊手術）、R e t u r n（捕獲場所に戻す）の頭文字で、飼い主のいない猫を一時保護し、不妊去勢手術等を行い元の場所に戻す活動をいう。

(方針及び対策)

第3条 本市は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るための対策（以下「対策」という。）を行うため、次に掲げる方針を定めるものとする。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖を抑制していくこと。
- (2) 地域住民の理解と協力を得ながら、市と地域住民との協働によって対策を行うこと。
- (3) 飼い主のいない猫に起因する地域トラブルを減少させること。

2 前項の方針に従い、市の対策は、次に定めるとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術等にかかる費用の助成支援
- (2) 餌やりの管理及び餌場の清掃等の指導
- (3) 飼い主のいない猫用のトイレの設置及び当該トイレの清掃等によるふん尿トラブルの抑止の指導
- (4) 猫の適切な飼い方についての啓発

(5) 対策についての地域住民等への周知

(事業実施団体の認定)

第4条 市長は、対策を推進するため、地域においてTNR活動を行っている団体又は今後行う予定の団体のうち、次に掲げる要件を全て満たす団体を、申請に基づき事業実施団体として認定し、登録する。

- (1) 第1条及び第3条第1項に掲げた市の目的及び方針に賛同し、この要綱及び沖縄県が定める「飼い主のいない猫対策」マニュアルに基づいてTNR活動を実施している、又は今後実施する予定の団体であること。
- (2) 本市において活動を行う団体であること。
- (3) 団体構成員には、本市の住民基本台帳に記録されている2名以上の成年者が含まれていること。
- (4) 団体に未成年者の構成員がいる場合は、当該未成年者構成員は常に成年者構成員と行動を共にして活動すること。
- (5) 団体の代表者が本市の住民基本台帳に記録されている成年者であること。
- (6) TNR活動を行う地域において、地域の住民等に向けて周知を行い活動への理解を図ること。

2 事業実施団体として本市の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、1月1日から3月31日までの期間に登録した登録団体の登録期間は、登録日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(登録申請)

第5条 事業実施団体として登録を受けようとする団体は、宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 代表者の住民基本台帳の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）
- (2) 飼い主のいない猫一覧表（様式第2号）
- (3) 活動地域が分かる書類
- (4) 団体の活動内容を示す資料

(5) その他市長が必要と認めるもの

(登録認定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請を受けた場合は、速やかに審査を行い、適正と認める場合は、事業実施団体として登録し、宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体登録認定通知書（様式第3号）により当該団体へ通知するものとする。

2 市長は、前項の登録をしたときは、登録団体の構成員に対し、宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体メンバー証（様式第4号及び様式第4号の2）を交付する。

(登録団体の登録内容変更)

第7条 登録団体は、登録内容に変更がある場合には、第5条に掲げる登録申請の際に提出した書類のうち、変更が生じた書類を速やかに市長へ提出するものとする。

(資格喪失)

第8条 登録団体は、第4条第1項各号に定める要件に該当しないこととなった場合は、速やかに宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体登録認定資格喪失届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(登録取消し)

第9条 市長は、次に掲げる場合は、登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が第4条第1項各号に定める要件に該当しないこととなったことが判明した場合又は前条の規定に基づく資格喪失の届出がなされた場合
- (2) 登録団体がこの要綱の定めに違反した場合
- (3) 登録団体が虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
- (4) 登録団体の活動が、本市が行う対策に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める場合

2 市長は、登録団体の登録を取り消した場合は、当該登録団体に対し、宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体登録取消通知書（様式第6号）により登録の取消しを通知する。

(免責)

第 10 条 市長は、登録団体が実施した T N R 活動により生じた事故の責任は、一切負わないものとする。

2 登録団体が T N R 活動を実施した飼い主のいない猫に、実際には飼い主がいたことが判明した場合において、当該 T N R 活動を行ったことにより生じた問題等については、当該 T N R 活動を実施した登録団体と飼い主との間で処理するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。